

徳島県告示第百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定に基づき包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。

令和六年四月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
令和六年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額と執務費用及び実費の額とを合算する。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 梶野 正寛
- 住所 香川県高松市川部町一七六六番地一七
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。